

《東京会場・大阪会場にて開催》
具体的な事例によるケーススタディで学ぶ

問題社員対応の実務

～近年、増加傾向にある各種トラブルの具体的検討～

◆開催要領◆

東京開催

大阪開催

日時：2011年9月6日（火）13：30～17：00

日時：2011年9月16日（金）13：30～17：00

会場：「全国町村会館」（永田町）

TEL：03-3581-0471

会場：「ホテルコンソルト新大阪」（西中島）

TEL：06-6304-1511

講 師

四谷麹町法律事務所

弁護士

藤田 進太郎 氏

【講師紹介】東京大学法学部卒業。2003年10月、弁護士登録。2006年10月、四谷麹町法律事務所開業。日本弁護士連合会労働法制委員会委員・事務局員。第一東京弁護士会労働法制委員会委員・労働契約法制部会副部会長。東京三会労働訴訟等協議会委員。経営法曹会議員。労働問題の予防解決（使用者側のみ）が中心業務。主な著書に「改訂版 最新実務労働災害」（共著 三協法規出版）、「文書提出等をめぐる判例の分析と展開」（共著 経済法令研究会）、「管理職のための労働契約法・労働基準法の実務」（共著 清文社）ほか。

◆開催にあたって◆

本セミナーでは、近年、増加傾向にある問題社員による各種トラブルについて、その法的対応策を具体的に検討し、問題社員対応の実務について、分かりやすく解説していきます。人事部門、労務部門、総務部門、法務部門などにおいて、関連する業務を担当される皆様のご参加をお勧めいたします。

«プログラムの詳細については裏面をご参照ください»

● 受講料 ● 1名（税込み、資料代含む）

正会員	31,500円（本体価格30,000円）
一般	34,650円（本体価格33,000円）

■参加要領

申込書はFAX、または下記担当者宛E-mailにてお送り下さい。
以下の当会ホームページからもお申込いただけます。
<http://www.bri.or.jp>

着信確認のご連絡後、受講票・請求書をお送りします。

*よくあるご質問（FAQ）は当会ホームページにてご確認いただけます。（[TOP] → [公開セミナー] → [よくあるご質問]）

*お申込後のキャンセルはお受けしかねますので、ご都合が悪くなった場合、代理の方のご出席をお願いいたします。

■お申込・お問い合わせ先

一般社団法人企業研究会 公開セミナー事業グループ

担当）川守田（かわもりた）E-mail:kawamorita@bri.or.jp

TEL:03-5215-3514 FAX:03-5215-0951

東京都千代田区麹町1-6-2 アーバンネット麹町ビル6F

一般社団法人 企業研究会 セミナー事務局宛

申込書 FAX: 03-5215-0951

↓ 希望会場に「○」をご記入下さい。

ふりがな 会社名	[東京開催:111265-0505] 2011.9.6 問題社員対応の実務		
住所	〒		
TEL	FAX		
ふりがな ご氏名	所属 役職		
E-Mail			
ふりがな ご氏名	所属 役職		
E-Mail			

※申込書にご記入頂いた個人情報は、本研究会に関する確認・連絡および当会主催事業のご案内をお送りする際に利用させて頂きます。

● プログラム ●

以下のような近時よくある具体的な事例を取り上げ、実務的な対応策を検討・解説いたします。

※ セミナー終了後、可能な範囲で個別のご質問もお受けいたします。

- (1) 協調性がない。
- (2) 遅刻や無断欠勤が多い。
- (3) 勤務態度が悪い。
- (4) 注意するとパワハラだなどと言って、上司の指導を聞こうとしない。
- (5) 会社に無断でアルバイトをする。
- (6) 取引先から個人的にリベートを取得したり、虚偽の出張旅費を申告したりして、会社に損害を与える。
- (7) 転勤を拒否する。
- (8) 社内研修、勉強会、合宿研修への参加を拒否する。
- (9) 就業時間外に社外で飲酒運転、痴漢、傷害事件等の刑事事件を起こして逮捕された。
- (10) 仕事の能力が低い。
- (11) 行方不明になってしまい、社宅に本人の家財道具等を残したまま、長期間連絡が取れない。
- (12) 精神疾患を発症して欠勤を繰り返し、出社しても仕事がまともにできない。
- (13) 採用内定取消に応じない。
- (14) 試用期間中の本採用拒否（解雇）なのに、解雇は無効だと主張して、職場復帰を求めてくる。
- (15) 退職勧奨したところ、解雇してくれと言い出す。
- (16) 退職届提出日から退職日までの間、年休を取得してしまい、引継ぎをしない。
- (17) 退職届を出したのに、後になってから退職の撤回を求めてくる。
- (18) 期間雇用者を契約期間満了で雇止めしたところ、雇止めは無効だと主張してくる。
- (19) 賃金が残業代込みの金額である旨、納得して入社したにもかかわらず、割増賃金の請求をしてくる。
- (20) 勝手に朝早く出社したり、夜遅くまで残業したりして、割増賃金の請求をしてくる。
- (21) 管理職なのに割増賃金の請求をしてくる。
- (22) トラブルの多い社員が定年退職後の再雇用を求めてくる。
- (23) 定年後、再雇用したところ、賃金が下がったのは不当だなどと主張して、差額賃金の支払を求めてくる。
- (24) 社外の合同労組に加入して団体交渉を求めてきたたり、会社オフィスの前でビラ配りしたりする。

※ セミナー当日は、問題社員対応に関する最新情報を盛り込むため、上記に例示した事例を変更、追加する場合がございます。